

第2部 板橋区障がい者計画2030



- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 板橋区障がい者計画2030における重点項目
- 5 基本目標に基づく施策の展開

2 板橋区障がい者計画2030

つながり、支え合い、認め合い、自分らしく 安心して暮らし続けられるまちをめざして

本計画のめざす、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えなが
らくらすことができる「地域共生社会」の実現に向け、基本理念・基本目標・施策・事業を体系的
に整理し、計画的に取組を進めていきます。

また、区において解決すべき優先課題やニーズの高い事項については、国の基本指針なども踏
まえ、重点項目と位置付け、対応を図っていきます。

基本理念

地域共生社会の実現に向け、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられるまちをめざし、前計画から引き続き基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らしつづけられるまち」とします。

基本目標

基本理念の実現をめざし、「個人」・「地域」・「しくみ」の視点に着目した3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく施策の展開を図っていきます。

施策の体系

基本理念の実現に向け、3つの基本目標のもと、11 施策・140 事業を位置付け、取組を進めていきます。

板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

本計画の策定にあたり整理した障がい者の現状や、前計画の進捗評価により明らかになった課題、板橋区障がい者実態調査等に基づくニーズ及び国の基本指針などを踏まえ、計画期間に重点的に取り組むべきことを「重点項目」として5つ位置付けています。

【5つの重点項目】

- ① 相談支援の充実
- ② 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実
- ③ 障がいのある人の就労の拡充
- ④ 多様な生活の場の整備
- ⑤ 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

基本目標に基づく 施策の展開

施策の展開に向け、前計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を計画事業として選定しています。

本計画において位置付けた、新規掲載事業 24 を含む、140 事業を着実に進めていくことで、基本理念の実現を図っていきます。

第2部 板橋区障がい者計画 2030

1 基本理念

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、板橋区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、社会的孤立や排除を防ぎ、お互いが支え合う地域をつくることで、「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」の実現をめざしています。

これを踏まえ、障がい者計画 2023 においては、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが「自分らしく安心して暮らし続けられるまち」をめざし、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」を基本理念としていました。

これまでの計画期間でみえてきた課題とこれからの方向性を照らし合わせ、「障がい者計画 2030」においても引き続きこの基本理念の実現をめざし、取組を進めていきます。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、「個人」・「地域」・「しくみ」の視点に着目し、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標 1 自分らしく生き生きとくらせるまち

基本目標 2 安心して地域で暮らし続けられるまち

基本目標 3 つながり、ともに支え合うまち

認め合い

【基本目標 1】 自分らしく生き生きとくらすまち

自分らしく生き生きと豊かなくらしを送るためには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、サービスに円滑につなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むとともに、障がいの特性に応じた支援の提供や障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を進め、関係機関同士が連携することで切れ目のない支援ができる環境を整えていきます。

【基本目標 2】 安心して地域でくらし続けられるまち

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。

そのため、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向け、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。

また、障がいのある人の家族の日常生活における負担軽減などを目的とした家族（きょうだい児[※]を含む）支援体制の構築に向け、新たな取組を進めます。

【基本目標 3】 つながり、ともに支え合うまち

つながり、ともに支え合うまちは、障がいのある人・ない人、子ども、高齢者など、すべての人がくらし、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現につながるとともに、国際社会の共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現につながるものです。

そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進していくとともに、心のバリアフリー[※]として、ICT の活用などによる意思疎通支援[※]や地域交流機会の充実を図り、障がいや障がいのある人への理解促進に取り組んでいきます。また、だれもが住みやすいまちづくりとしてユニバーサルデザイン[※]を推進していきます。

3 施策の体系

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

基本目標 1 自分らしく生き生きとくらせるまち

【重点項目 1】
相談支援の充実
【重点項目 2】
障がいのある子どもの
療育・保育・教育の充実

施策 1 相談支援の充実

1-1-1 相談支援体制の充実

[01] 基幹相談支援センターの運営・機能充実

重点 1

[02] 相談支援・障害児相談支援の充実

重点 1

[03] 特別支援教育相談の実施

[04] 障がい者相談員活動の充実

1-1-2 相談機関の連携強化

[05] 板橋区地域自立支援協議会の実施

[06] 子ども家庭総合支援センターと関係機関の連携強化 ★

[07] 相談支援事業所間の連携強化

施策 2 障がい福祉サービスの充実と質の向上

1-2-1 障がい福祉サービスの充実

[08] 地域活動支援センターの実施

[09] 重症心身障がい児（者）通所施設の整備・充実

[10] 区立福祉園改修計画・民営化計画の検討・策定

[11] 短期入所（ショートステイ）事業の充実

[12] 移動支援事業の実施・充実

[13] 事業者への指導体制の整備・充実

1-2-2 事業所等の人材育成の推進・人材の確保

[14] 相談支援専門員の養成

[15] サービス提供に係る人材育成

1-2-3 障がい者福祉センターの運営

[16] 障がい者福祉センターの改修

[17] 障がい者福祉センターの機能の充実

* 網掛けのある事業は、重点項目を推進するための主な事業
* ★のある事業は、新規事業（新規掲載事業含む）

施策3 特性に応じた支援の充実

1-3-1
高次脳機能障がい・
難病への支援

[18] 高次脳機能障がい者に対する支援

[19] 難病患者に対する支援

[20] 機能訓練の推進と社会復帰支援

1-3-2
強度行動障がいへの
支援

[21] 強度行動障がいの支援体制の構築 ★

重点1

[22] 強度行動障がいの支援者養成

1-3-3
発達障がい者への支
援の充実

[23] 板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実

重点1

[24] 子ども発達支援センター事業の実施・充実

重点1

[25] ほっとプログラムの実施

1-3-4
医療的ケアを必要と
する人への切れ目の
ない支援の充実

[26] 医療的ケア児等コーディネーターの配置

重点2

[27] 重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営

重点2

[28] 医療的ケア児の受入環境の整備・充実
(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス)

[29] 医療的ケア児の受入環境の充実 (保育園・幼稚園)

[30] 医療的ケア児の受入環境の充実 (小・中学校・あいキッズ)

1-3-5
精神障がい者への支
援の充実

[31] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備

重点4

[32] 措置入院者退院後支援事業の実施 ★

[33] 心のサポーター養成事業の実施 ★

[34] うつ病・躁うつ病家族教室の実施

[35] 精神保健福祉講演会の実施

[36] 精神保健福祉相談

[37] 板橋区地域精神保健福祉連絡協議会の実施 ★

[38] 精神保健関係機関間の連携強化 ★

1-3-6
依存症対策の推進

[39] お酒の悩み相談会の実施

[40] 薬物乱用防止推進事業の実施

[41] 依存症相談の実施

施策4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

1-4-1
乳幼児期の療育・保
育・教育の充実

- [42] 乳幼児健康診査
- [43] 育児相談
- [44] 乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット）
- [45] 児童発達支援センターの機能充実 重点2
- [46] 要支援児保育巡回指導
- [47] 要支援児保育の実施
- [48] 臨床心理士等幼稚園巡回相談事業
- [49] 私立幼稚園における要支援児教育の推進 ★
- [50] 心身障がい児（者）歯科診療
- [51] 児童発達支援事業所の充実 重点2

1-4-2
学齢期教育・放課後
対策の充実

- [52] インクルーシブ教育システム構築の推進 ★ 重点2
- [53] 特別支援教室ほか通級による指導の運営
- [54] 特別支援学級の運営
- [55] 特別支援アドバイザーの充実
- [56] 学校生活支援員の配置
- [57] 特別支援学級教員の専門性の向上
- [58] 副籍制度の活用 ★
- [59] スクールソーシャルワーカーによる支援
- [60] あいキッズにおける要支援児の受入れ
- [61] あいキッズにおける要支援児巡回指導
- [62] 放課後等デイサービスの充実 重点2

1-4-3
障がい児支援におけ
る縦横連携の強化

- [63] 専門部会（障がい児）を活用した連携体制の強化 ★
- [64] 新しい環境への円滑な移行促進 ★
- [65] サポートファイルの運用・充実

基本目標 2 安心して地域で暮らし続けられるまち

【重点項目 3】
障がいのある人の就労の拡充
【重点項目 4】
多様な生活の場の整備

施策 1 障がいのある人の就労の拡充

2-1-1 就労の促進と定着支援の充実

- [66] 板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営 重点 3
- [67] 一般就労の促進に向けた支援の実施
- [68] 区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進 重点 3
- [69] チャレンジ就労の推進・拡充 重点 3
- [70] 民間企業における障がい者雇用の促進
- [71] 優先調達活動の推進
- [72] 作業所等経営ネットワーク支援事業の充実 重点 3

2-1-2 通所施設等の充実

- [73] 就労継続支援 A 型事業所の充実
- [74] 就労継続支援 B 型事業所の充実
- [75] 就労移行・定着支援事業所の充実
- [76] 区立福祉園利用者の能力向上の取組

施策 2 多様な生活の場の整備

2-2-1 多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保

- [77] グループホームの整備促進
- [78] 住まいの相談窓口の設置
- [79] 地域移行の支援体制の検討 ★

2-2-2 地域生活支援拠点等の整備

- [80] 緊急時の相談支援体制の整備 重点 4
- [81] 緊急時の受入体制の整備・充実 重点 4
- [82] 一人ぐらしの体験の機会・場の確保 重点 4
- [83] 専門的人材の確保・養成 重点 4
- [84] 多様なニーズに対応できる連携体制の構築 重点 4

施策3 家族への支援体制の構築

2-3-1
家族支援体制の構築

- [85] 在宅レスパイト事業の実施
- [86] 医療的ケア児等の家族の就労支援事業の実施 ★
- [87] 発達支援のための親の会
(子どもののびるを支援する親の会)
- [88] ペアレントトレーニングの実施 ★
- [89] 親支援事業の実施 ★

2-3-2
きょうだい児支援体制の構築

- [90] きょうだい児の相談体制の構築 ★
- [91] 交流会の開催 ★

施策4 災害時等の支援体制の確立

2-4-1
安心・安全な暮らしの確保

- [92] 区立福祉園におけるBCPの整備
- [93] 防災情報のユニバーサルデザイン化
- [94] 福祉避難所の整備・環境の充実

2-4-2
災害時の支援体制の確立

- [95] 避難行動要支援者登録名簿の作成・運用
- [96] 個別避難計画の作成・更新 ★
- [97] 災害時個別支援計画の運用 ★
- [98] 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進 ★
- [99] 自主防災組織等との連携による支援体制の強化

重点4

施策5 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

2-5-1
文化芸術・余暇活動の充実

- [100] 障がい者(児)余暇活動支援の実施
- [101] 図書館における障がい者向けサービスの実施
- [102] 障がいのある人の文化芸術活動の支援
- [103] 通所施設における文化活動の推進

2-5-2
ユニバーサルスポーツの推進

- [104] だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進
- [105] 障がい者スポーツの普及推進
- [106] ユニバーサルスポーツ体験会の実施 ★
- [107] 障がい者スポーツを支える人材の育成・確保

基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

【重点項目5】
差別解消・権利擁護の推進と
地域交流の促進

施策1 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

3-1-1
障がい者差別解消の
推進

[108] 障がい者差別解消講演会の実施

重点5

[109] 職員への障がい者差別解消研修の実施

重点5

[110] 職員向けハンドブックの見直し・啓発

3-1-2
虐待防止と権利擁護
の促進

[111] 板橋区障がい者虐待防止センターの運営

[112] 虐待防止のための研修及び講演会の実施

重点5

[113] 権利擁護体制の強化

[114] 養育支援訪問事業

[115] 虐待防止支援訪問事業

[116] 児童虐待防止ケアシステム研修会

[117] 要保護児童対策地域協議会

[118] 成年後見制度の利用促進

重点5

3-1-3
障がい及び障がいの
ある人に対する理解
の促進

[119] 障がい者理解促進事業の実施

重点5

[120] 障がいに理解の深い事業所等への表彰事業の実施

[121] スマイルマーケットの実施・充実

[122] 障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発

[123] 手話言語の啓発

★

3-1-4
意思疎通支援の充実

[124] コミュニケーション支援機器等の活用の促進

重点5

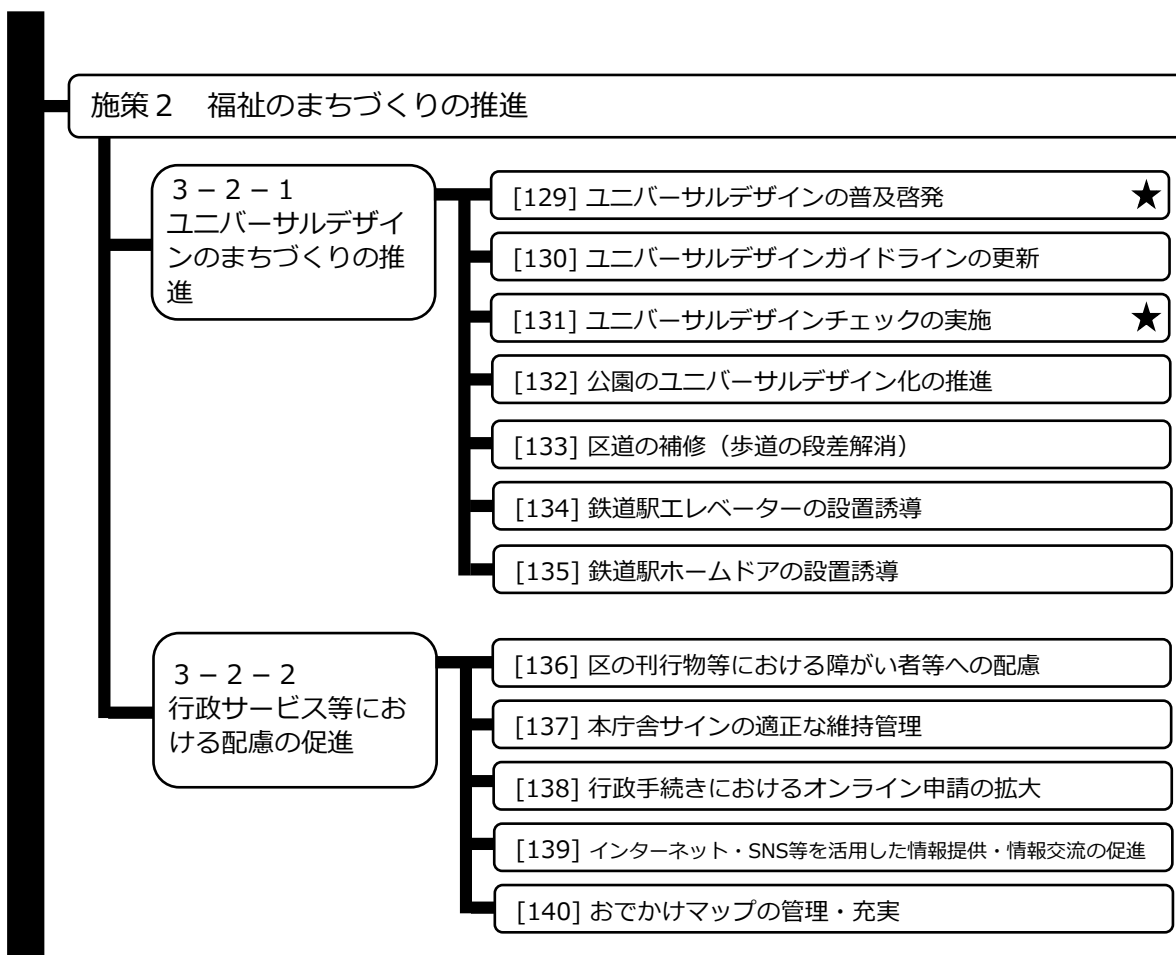
[125] 意思疎通ボランティア活動の支援

[126] 手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通の支援

3-1-5
地域交流機会の確保

[127] 障がいのある人と地域の相互交流の推進

[128] 障がいのある人のボランティア活動等への参加促進



コラム 2	ヘルプマーク
<p>援助を必要とする障がいのある方や難病の方、または妊娠初期の方などが、支援を必要としていることを周囲の方に知ってもらうことで、必要な援助を受けやすくするためのマークです。</p> <p>東京都が平成 24（2012）年に作成し、平成 29（2017）年には J I S（日本工業規格）の案内用図記号に登録され、全国共通のマークとなりました。今では、全国の都道府県で導入されています。</p> <p>ヘルプマークを身に付けた方を見かけたら、電車やバスで席を譲る、困っている様子であれば声をかけるなどの配慮をお願いします。</p> <p><問い合わせ先> 障がい政策課計画推進係 電話：03-3579-2361 FAX：03-3579-4159</p>	





「しょうがい」の表記として、主に使われているものは現在3つあります。

障害	江戸時代から用いられるようになった。 常用漢字である「害」が使われている。
障碍	元々は仏教語で、平安時代から用いられてきた。 常用漢字ではない「碍」が使われていることもあり、常用漢字を使った「障害」表記へと整理されたが、「碍」の字の「さまたげる・さしつかえる」という意味から、この表記が用いられることもある。
障がい	①「害」の字には「悪くすること・わざわい」などの否定的な意味があること、②「しょうがい」は本人の意思ではない生来のものや、病気・事故などに起因するものであり、「障害」表記は人権尊重の観点から好ましくないこと、③「碍」の字は常用漢字ではなく、誰もが読める表記ではないことから、「障がい」とひらがなを使って表記される。

板橋区では、「しょうがい」に対する差別や偏見、誤解や理解不足をなくしていこうとする「心のバリアフリー」を推進する観点から、「障がい」表記を採用しています（平成18（2006）年4月から）。

表記の基準

表記を変更するもの

- 「障害」という言葉が人を形容する場合
（例）障がい者、障がい児 など

表記を変更しないもの

- 「障害」という言葉が人を形容しない場合
（例）電波障害、システム障害 など
- 国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく制度上で用いられている場合
（例）障害者基本法、身体障害者手帳、障害年金 など
- 法人・団体等の固有名詞として用いられている場合
（例）東京都心身障害者福祉センター など

4 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

令和5（2023）年度に策定した、板橋区基本構想 2025 のアクションプログラムである「いたばしNo.1 実現プラン 2025 改訂版」では、3つの重点戦略（①SDGs戦略②DX戦略③ブランド戦略）について、3つのチャレンジ（①未来を担う人づくり②魅力あふれる元気なまちづくり③安心・安全な環境づくり）の視点から、施策を展開しています。

板橋区障がい者計画 2030 においては、いたばしNo.1 実現プラン 2025 改訂版の重点戦略や地域保健福祉計画における重点取組のほか、障がい者計画2023や障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）における事業の進捗状況を踏まえた課題、板橋区障がい者実態調査結果、板橋区地域自立支援協議会などの意見及び障がい福祉計画などの策定に係る国の基本指針などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取組を進めていきます。

重点項目 1 相談支援の充実（基本目標 1）

障がいのある人やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、個々に応じた相談ができる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。

「板橋区障がい者実態調査」においても、希望するくらしのために必要な支援として、「相談対応などの充実」を求める声が高くなっています。

そのため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化、障害児相談支援の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの機能充実などに取り組みます。

また、令和2（2020）年度に開設した板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）では、成人期の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行ってきました。

今後は、基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心に、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）や子ども発達支援センターだけでなく、教育支援センターや健康福祉センターなどの庁内関係部署による組織横断的な対応、地域の関係機関との連携強化を図り、それぞれの強みを活かした相乗効果による、相談支援の充実に取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [01] 基幹相談支援センターの運営・機能充実
- [02] 相談支援・障害児相談支援の充実
- [21] 強度行動障がいの支援体制の構築
- [23] 板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実
- [24] 子ども発達支援センター事業の実施・充実

重点項目2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標1）

障がいのある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた支援を提供していくとともに、その支援が継続・発展的に提供されることで、健やかな成長が期待されます。

各ライフステージにおいて、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を図る（縦の連携）とともに、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等とも連携した地域支援体制を強化（横の連携）し、子どもの成長発達を保障していく適切な支援の提供が必要です。そのため、板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）などを活用し、支援体制の構築に取り組んでいきます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学び成長することが求められています。重症心身障がいや医療的ケアの必要な子どもの様々な場面・環境における受入体制の整備について、「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」などを踏まえ、検討・対応を図っていきます。

これらの取組においては、令和5（2023）年4月に厚生労働省から移管・設置されたこども家庭庁をはじめ、国の動向を注視していきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [26] 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- [27] 重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営
- [45] 児童発達支援センターの機能充実
- [51] 児童発達支援事業所の充実
- [52] インクルーシブ教育システム構築の推進
- [62] 放課後等デイサービスの充実

重点項目3 障がいのある人の就労の拡充（基本目標2）

「板橋区障がい者実態調査」において、障がい者施策を進めるために充実させるべき取組として、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」を求める声が高くなっています。



障がい者就労においては、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築が重要です。改正障害者総合支援法に基づき、令和7（2025）年10月以降に開始が予定される、就労アセスメントの手法を活用した障がい福祉サービス「就労選択支援※」の活用などにより、就労の定着に向けた取組を推進していきます。

さらには、令和5（2023）年4月に障がい政策課内に新設した「障がい者活躍推進係」において、チャレンジ就労の体制強化を図るとともに、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能強化や、障害者就業・生活支援センター（ワーキング・トライ）などの関係機関との連携を強化し、障がいのある人のニーズに合わせたさらなる就労支援・職場定着支援の充実を図っていきます。

また、就労継続支援B型事業所などで働く障がい者の工賃向上につながるよう、自主生産品の販売や共同受注を支援していきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [66] 板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営
- [68] 区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進
- [69] チャレンジ就労の推進・拡充
- [72] 作業所等経営ネットワーク支援事業の充実

コラム 4	チャレンジ就労
<p>チャレンジ就労は、一般就労をめざす障がいのある方が、最長3年間区役所で雇用経験を積み、次のステップである民間企業等への就労につなげていく制度です。</p>	<div style="text-align: right;">  </div>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>準備期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマナーの取得 ・作業技術の習得 </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>ステップアップ期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労先の検討 ・他部署への出向業務の経験 </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>就職期</p> <p>庁内の業務を行いながら就職活動</p> </div> </div>	
<div style="text-align: right;">  </div>	<p>役所内の他部署から手間と時間のかかる軽作業などの業務を受注し、仕事を通じて自分自身の障がい特性と向き合い、自分の強みを探りながら、一般就労後も存分にその力を発揮し、自分らしくいきいきとくらすよう日々業務に励んでいます。</p>

重点項目4 多様な生活の場の整備（基本目標2）

高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくことが必要です。

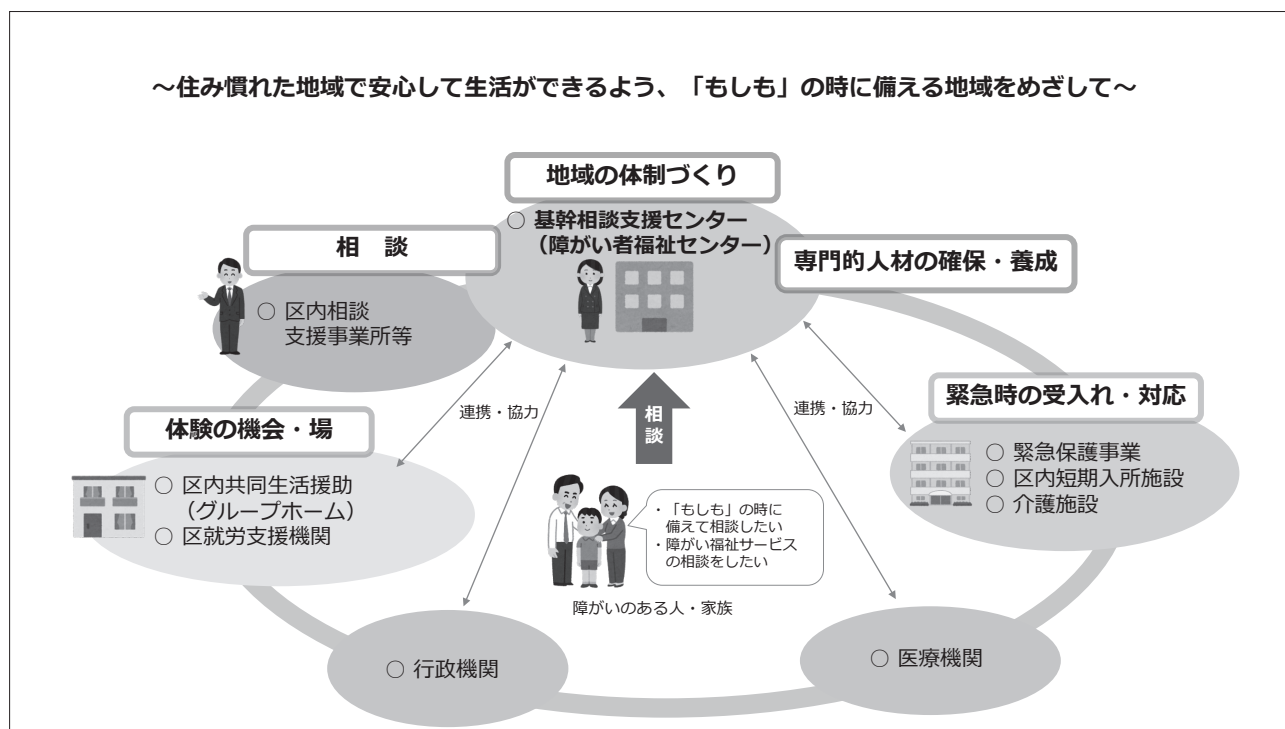
板橋区においては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心してくらしたいという、基幹相談支援センターを軸とした、面的整備型の地域生活支援拠点等の整備・充実に取り組んでいます。

今後は、令和5（2023）年度に運用を開始した、障がいのある人の介助者不在等、緊急時に円滑な対応が行えるようにすることを目的とした「安心支援プラン」の検証・充実を図るとともに、赤塚ホーム等の短期入所における緊急時の受入れ・対応や体験利用制度の充実のほか、支援者向けの研修を実施することで専門的人材を養成するなど、地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいきます。

このほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備として、関係者間の連携体制を構築するため、協議の場を活用した地域課題の検討に取り組めます。

また、近年の災害において、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画[※]の作成が有効とされ、個別避難計画の作成を市町村の努力義務と定めた改正災害対策基本法が令和3（2021）年に施行されました。災害時のすみやかな避難を支援し、地域で安心してくらしたいためにも、避難行動要支援者[※]の個別避難計画の作成や、年1回の更新に取り組んでいきます。

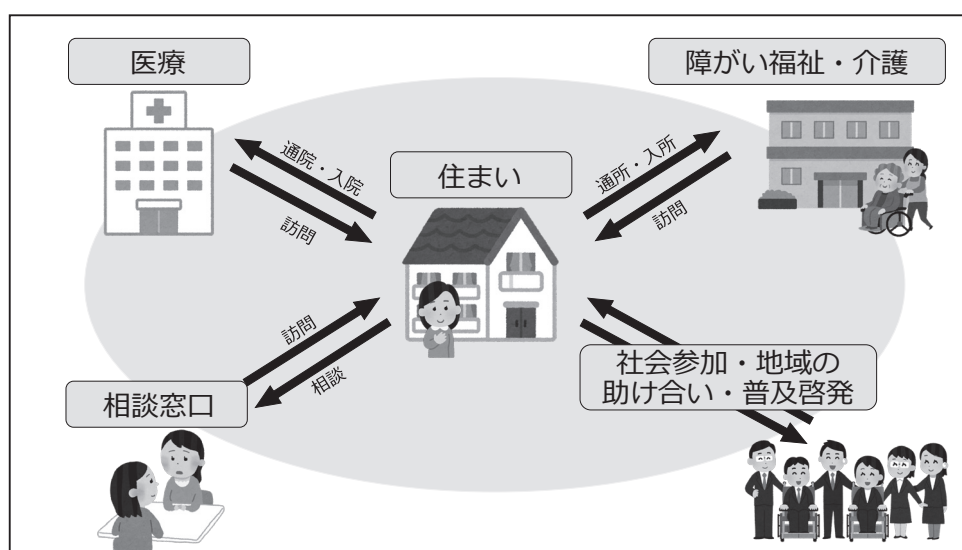
【板橋区の地域生活支援拠点等の整備イメージ】



【重点項目を推進する主な事業】

- [31] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備
- [80] 緊急時の相談支援体制の整備
- [81] 緊急時の受入体制の整備・充実
- [82] 一人ぐらしの体験の機会・場の確保
- [83] 専門的人材の確保・養成
- [84] 多様なニーズに対応できる連携体制の構築
- [96] 個別避難計画の作成・更新

【地域包括ケアシステムの構築イメージ】



重点項目5 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進（基本目標3）

障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加に向け、未然防止や解消を図っていくことが極めて重要です。

そのためには、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成が必要であり、子どもの頃から学ぶ機会を創出し、普及啓発の促進を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境・地域づくりに取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [108] 障がい者差別解消講演会の実施
- [109] 職員への障がい者差別解消研修の実施
- [112] 虐待防止のための研修及び講演会の実施
- [118] 成年後見制度^{*}の利用促進
- [119] 障がい者理解促進事業の実施
- [124] コミュニケーション支援機器等の活用の促進

5 基本目標に基づく施策の展開

3つの基本目標のもと、11の施策を位置付け、具体的な取組として計画事業を着実に進めていくことで、基本理念の実現を図っていきます。

計画事業については、上位計画の方向性を踏まえつつ、前計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を選定しており、新規掲載事業24を含む、140事業を選定しています。

計画事業のうち、重点項目を推進する主な事業（28事業）については、3か年の事業量を設定し、板橋区地域自立支援協議会本会及び部会において、進捗状況の点検や評価を行うことで、課題解決に向けて着実に取り組んでいきます。

重点項目を推進する事業については、SDGsのゴールのうち特に関連のあるものを1つ掲載しています。


(1) 基本目標1 自分らしく生き生きとくらするまち




障がいのある人のくらしを豊かにしていくためには、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。また、日常生活において障がいによる困難があるにもかかわらず、障害者手帳の取得や福祉サービスの利用に至らない人、あるいは制度の狭間にある人も視野に入れることが不可欠です。

そのため、相談支援体制の充実や相談機関の連携強化などに取り組んでいきます。

1-1 相談支援体制の充実

番号	01	事業名	基幹相談支援センターの運営・機能充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>地域における障がい者相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成などを図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	相談支援事業者の支援 相談支援専門員の育成	相談支援事業者の支援 相談支援専門員の育成	相談支援事業者の支援 相談支援専門員の育成	事業継続	

番号	02	事業名	相談支援・障害児相談支援の充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>個々の状況に応じた適切な支援の確保を図るため、相談支援事業所による計画作成及びモニタリング※による継続的な支援を行います。また、相談支援事業所による計画作成を望む人がサービスを利用できるよう、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）などを活用し、課題解決に向けた検討・対応を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	質の向上に向けた 検討・対応	質の向上に向けた 検討・対応	質の向上に向けた 検討・対応	事業継続	

No.	事業名	事業概要
03	特別支援教育相談の実施 【教育支援センター】	特別支援教育※に関する就学及び転学の相談や手続きについて、保護者からの相談を受けて対応します。
04	障がい者相談員活動の充実 【障がい政策課】	身体障がい者や知的障がい者及び家族などを対象に、相談業務や助言などのほか、それぞれの立場などの理解促進、関係機関の円滑な業務遂行を図ることで、障がい者の福祉の増進を図ります。

1-2 相談機関の連携強化

No.	事業名	事業概要
05	板橋区地域自立支援協議会の実施 【障がい政策課】	地域の障がい福祉に関するしくみづくりの中核的な役割を果たす「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある取組を進めていきます。
06	子ども家庭総合支援センターと関係機関の連携強化 【支援課・援助課】	複雑多様化する児童虐待相談に対し、子ども家庭総合支援センターと関係部局や外部機関が連携してきめ細かくに対応することにより、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守る連携体制の強化を図ります。
07	相談支援事業所間の連携強化 【障がい政策課】	相談支援事業所実務担当者連絡会などの場を活用し、情報交換や事例検討などを行うことで、事業所間の連携・相談支援体制の強化を図ります。

障がいのある人が、住む場所やライフスタイルなどを自ら選択することにより自分らしく生きることができるよう、様々な自立のあり方に対する支援として、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細かなサービスが提供できる体制の確保・充実を図っていく必要があります。

そのため、日中活動系サービス（生活介護や就労支援サービス等）や地域活動支援センターなど、障がいのある人のニーズに即した日中活動の場を確保していきます。

また、質の高い支援のためには、障がいや疾病を理解するとともに、支援方法などの専門的な知識と経験が必要となります。将来的にもサービスの質・量を確保していくためには、専門的な人材が必要となることから、人材の養成と確保に取り組んでいきます。

2-1 障がい福祉サービスの充実

No.	事業名	事業概要
08	地域活動支援センターの実施 【障がい政策課】	通所にて、創作的活動や生産活動の機会、ひきこもり防止など社会との交流の機会を提供し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。
09	重症心身障がい児（者）通所施設の整備・充実 【障がい政策課】	重症心身障がい児（者）の日中活動の場を計画的に確保するため、新設の相談に対応するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。
10	区立福祉園改修計画・民営化計画の検討・策定 【障がい政策課】	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境を整備するため、老朽化の進む区立福祉園の改修計画及び民営化計画の検討・策定を進めていきます。
11	短期入所（ショートステイ）事業の充実 【障がい政策課】	短期入所（ショートステイ）事業所の充実に向け、新設の相談に対応するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。また、事業所との連携を強化し、緊急時の受け入れ先の確保に取り組んでいきます。
12	移動支援事業の実施・充実 【障がい政策課】	障がいのある人が日常生活、社会生活を営むうえで必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加を支援します。
13	事業者への指導体制の整備・充実 【障がい政策課】	障がい福祉サービス事業者に対し、法令順守などの指導検査及び立ち入り検査を行える体制を整備します。また、適宜事業者連絡会を主催、もしくは事業者による自主的な連絡会に参画し、情報共有を通じたサービスの質の向上に取り組みます。

2-2 事業所等の人材育成の推進・人材の確保

No.	事業名	事業概要
14	相談支援専門員の養成 【障がい政策課】	相談支援事業所実務担当者連絡会などを活用し、相談支援専門員のスキルアップや情報交換を行います。 相談支援専門員の量的拡大、質的向上を図るため、板橋区地域自立支援協議会と連携し、相談支援専門員の研修会を定期的で開催するなど、区も含めたネットワークの構築に取り組みます。
15	サービス提供に係る人材育成 【障がい政策課】	障がい福祉サービスの提供に係る人材の養成及び資質の向上に向け、東京都などが実施する研修の周知・情報共有に取り組み、人材育成の機会・場の活用を推進します。

2-3 障がい者福祉センターの運営

No.	事業名	事業概要
16	障がい者福祉センターの改修 【障がい政策課】	老朽化の状況を踏まえて障がい者福祉センターを適切に維持管理するとともに、機能移転の検討を踏まえ、現センターのあり方・改修を検討していきます。
17	障がい者福祉センターの機能の充実 【障がい政策課】	利便性の向上及び機能の充実に向け、障がい者福祉センターの機能移転に係る検討・調整を進めていきます。


障がいのある人へ効果的に支援するためには、その特性に応じた支援が重要となります。そのため、高次脳機能障がいや難病、強度行動障がいなど、個々の状況に即した支援の充実に取り組んでいきます。このほか、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進にも取り組んでいきます。

また、発達障がいや医療的ケアを必要とする方への、ライフステージに応じた切れ目のない支援として、行政・関係機関・地域が連携して対応できるシステムの構築が必要です。そのため、様々な立場の人による協議の場において、効果的な支援策を検討し、対応を図っていきます。また、精神障がい者に対する支援体制の整備・充実を図るため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討を進めていきます。

3-1 高次脳機能障がい・難病への支援


No.	事業名	事業概要
18	高次脳機能障がい者に対する支援 【障がい政策課】	障がい者福祉センターにて機能訓練などを行うとともに、当事者によるピアカウンセリング※や、障がい理解を目的としたセミナーを開催します。 板橋区地域自立支援協議会（高次脳機能障がい部会）において、高次脳機能障がいに対する支援の検討・情報共有などを行います。 高次脳機能障がい者を含む、障がいのある人の日中活動を支援している地域活動支援センターに対し助成します。
19	難病患者に対する支援 【健康推進課・健康福祉センター】	健康福祉センターでは、神経難病疾患の方を中心に医療費助成の申請時に保健師が面談し、療養生活の相談や介護等に関する地域資源を紹介します。また、継続的な支援が必要な方には、お住まいの地区を担当する保健師が相談支援を行います。 健康推進課は、講演会、患者交流会の開催、難病当事者団体によるピアカウンセリングへの参加など、難病患者に対する支援を行います。
20	機能訓練の推進と社会復帰支援 【障がい政策課】	障がい者福祉センターにおいて、心身機能の低下防止や健康の維持・増進を図ることで、社会生活に必要な技術の取得や向上と、社会参加を促進します。


3-2 強度行動障がいへの支援

番号	21	事業名	強度行動障がいの支援体制の構築		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>強度行動障がいのある人が障がい福祉サービス等において適切な支援を受けることができるよう、支援ニーズの把握による支援体制の構築に向けた取組を進めます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	支援ニーズ等の把握・検討	支援ニーズ等の把握・検討	検討を踏まえ対応	事業継続	

No.	事業名	事業概要
22	強度行動障がいの支援者養成 【障がい政策課】	事業者説明会などの場を通じて啓発活動や研修を行うことで、事業者に対する強度行動障がいへの理解促進を図り、強度行動障がいの支援の促進につなげます。


3-3 発達障がい者への支援の充実


番号	23	事業名	板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>成人期（概ね16歳以上）の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携などを行うことにより、安定した日常生活又は社会生活が送れるよう自立と就労に向けた取組、安心して利用できる居場所づくりを行います。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	検証・充実	検証・充実	検証・充実	事業継続	

番号	24	事業名	子ども発達支援センター事業の実施・充実		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児から概ね15歳までの児童生徒とその家族などを対象に、公認心理師※、言語聴覚士※、作業療法士※、ソーシャルワーカーによる個別の面接相談を行うとともに、保護者向けの講座を開催し、家族などの子育てを支援します。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	専門相談の実施・充実	専門相談の実施・充実	専門相談の実施・充実	事業継続	

No.	事業名	事業概要
25	ほっとプログラムの実施 【子育て支援課】	児童館において、発達障がいなど配慮が必要な子どもとその保護者に対して、親子遊びを通して発達を促し、気軽にできる子育て相談などにより、経験が不足している親の子育てを支援するとともに、発達障がい児の早期発見、早期支援につなげます。


3-4 医療的ケアを必要とする人への切れ目のない支援の充実

番号	26	事業名	医療的ケア児等コーディネーターの配置		
担当課	障がいサービス課・健康福祉センター				
事業概要	 <p>医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地区担当保健師などと連携することにより、障がい児支援の体制強化を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	充実に向けた検討	試行実施	実施	事業継続	

番号	27	事業名	重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、地域課題や対応策について、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として設置した「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を活用し、必要な支援の検討と成長過程をつなぐ連携体制をとります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	検討・対応	検討・対応	検討・対応	事業継続	

No.	事業名	事業概要
28	医療的ケア児の受入環境の整備・充実（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス） 【障がい政策課・障がいサービス課】	既存の事業所における受入環境の充実や新規事業所の参入を促進するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。
29	医療的ケア児の受入環境の充実（保育園・幼稚園） 【保育運営課・学務課】	区立保育園・幼稚園における医療的ケア児の受入れを行うとともに、重症心身障がい・医療的ケア児等会議を活用するなど、関係部局とも連携を図っていきます。
30	医療的ケア児の受入環境の充実（小・中学校・あいキッズ） 【学務課・指導室・地域教育力推進課・教育支援センター】	小・中学校及びあいキッズにおける医療的ケア児の受入れを行うとともに、重症心身障がい・医療的ケア児等会議を活用するなど、関係部局とも連携を図っていきます。

3-5 精神障がい者への支援の充実

番号	31	事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備		
担当課	障がい政策課・健康推進課				
事業概要	 <p>精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしいくらしができるよう、医療、障がい福祉・介護、相談窓口、社会参加・地域の助け合い・普及啓発、住まいが包括的に確保されたシステムの構築に向けた検討・整備を進めます。構築にあたっては、保健・福祉・医療関係者による協議の場を活用し、地域課題の検討を行います。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	課題整理	検討・対応	検討・対応	事業継続	

No.	事業名	事業概要
32	措置入院者退院後支援事業の実施 【健康推進課】	精神科医療機関に措置入院 [※] し、退院後の支援を希望する方を対象に、入院中に作成した支援計画をもとに関係機関と連携し、退院後の地域生活の定着を支援します。
33	心のサポーター養成事業の実施 【健康推進課】	講義と演習を通して、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と傾聴方法などの心の初期対応法の普及を推進します。
34	うつ病・躁うつ病家族教室の実施 【健康推進課】	うつ病 [※] ・躁うつ病 [※] で悩んでいる家族を対象に、病気の基礎知識や最新の治療法と社会復帰、周囲の対応方法とストレス対処法などをグループワークを通して学ぶ教室を実施します。
35	精神保健福祉講演会の実施 【健康推進課】	精神障がいについての正しい知識と理解の普及を推進するため、区民及び支援者を対象に、精神疾患と治療、回復などの講演会を開催します。
36	精神保健福祉相談 【健康福祉センター】	保健師が、こころの健康に関する相談や受診相談、精神障がいの生活・社会参加に関して、本人及びその家族に対し面接や電話、家庭訪問による相談支援を行います。また、専門の医師が、家族・本人の相談に対応します。
37	板橋区地域精神保健福祉連絡協議会の実施 【健康推進課】	保健・医療・福祉の関係機関、当事者団体などとの協力体制を整備し、精神保健福祉施策の総合的かつ効果的な推進を目的に開催します。
38	精神保健関係機関間の連携強化 【健康推進課・健康福祉センター】	精神障がい者とその家族に対し、より良い支援を提供するための連携・支援体制の強化を図る目的で、健康推進課では、区内精神科医療機関等による情報交換会を開催します。また、健康福祉センターでは、各関係機関による重層的な支援を必要とする精神困難事例を対象に、個別支援会議や事業連絡会等を行う「精神事例関係者連携支援事業」を実施します。

3-6 依存症対策の推進

No.	事業名	事業概要
39	お酒の悩み相談会の実施 【健康推進課】	飲酒問題で困っている家族と本人に対して、依存症への対応の習得を目的にミーティングによる継続相談を行います。
40	薬物乱用防止推進事業の実施 【生活衛生課】	東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会などの関係機関などと協力して、危険ドラッグの不正使用などを撲滅するための啓発などに取り組みます。
41	依存症相談の実施 【健康推進課・健康福祉センター】	依存症（アルコール、薬物及びギャンブル等）についての周知啓発に取り組みます。また、各健康福祉センターにおいて相談を受け付け、必要に応じて関係機関の相談窓口につなげることで、依存症からの回復を支援します。

施策
4


障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの健やかな成長においては、障がいのない子どもと地域の中でもに育っていくことができる環境の構築などが求められています。


そのため、障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで支援をし続ける療育・保育・教育が提供できる環境の充実や縦横連携体制を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

4-1 乳幼児期の療育・保育・教育の充実


No.	事業名	事業概要
42	乳幼児健康診査 【健康推進課・健康福祉センター】	区内に住所を有する乳幼児を対象に、健康福祉センターや指定医療機関で健康診査を実施することにより、心身の異常の早期発見と健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して育児ができるように支援します。
43	育児相談 【健康福祉センター】	乳幼児の健やかな育成のために、身体発育、精神発達、保護者の育児不安などに関する相談を、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが、健康福祉センター・児童館・集会所などで実施します。また、継続的な支援が必要な人には、お住まいの地区を担当する保健師が相談支援を行います。
44	乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット） 【障がいサービス課】	乳幼児の発達を支援するために、関係機関（専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、教育支援センター）が情報の共有化や支援体制の課題について検討する連絡会を開催し、有機的な連携体制を推進します。

番号	45	事業名	児童発達支援センターの機能充実		
担当課	障がい政策課・障がいサービス課				
事業概要	 <p>地域における障害児相談支援や関係機関などとの連携強化を図るため、中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの機能充実を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	検討	実施	実施	事業継続	

No.	事業名	事業概要
46	要支援児保育巡回指導 【保育サービス課】	区立・私立保育園等に入所している要支援児 [*] の保育状況の観察及び指導助言を巡回して行います。
47	要支援児保育の実施 【保育運営課・保育サービス課】	保育が必要でかつ特別な配慮を要する乳幼児を、保育施設で一般の保育の利用児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進させ、福祉の向上を図ります。
48	臨床心理士等幼稚園巡回相談事業 【学務課】	心身障がい児教育の充実を図るため、臨床心理士 [*] や臨床発達心理士 [*] 等の巡回指導員が私立幼稚園を巡回します。
49	私立幼稚園における要支援児教育の推進 【学務課】	心身等に障がいのある要支援児への教育の推進を図るため、要支援児が在籍する私立幼稚園に対し、介助員の人件費その他の経費相当の補助を行います。
50	心身障がい児（者）歯科診療 【健康推進課】	一般の診療施設で治療の困難な心身障がい児（者）の歯科診療や、歯のブラッシングの指導などを行います。


番号	51	事業名	児童発達支援事業所の充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>情報提供や相談業務などを通じて事業所（重症心身障がい児対応含む）の整備を促進するとともに、児童相談所設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	事業所連絡会実施 新設相談への対応 指導検査の実施	事業所連絡会実施 新設相談への対応 指導検査の実施	事業所連絡会実施 新設相談への対応 指導検査の実施	事業継続	

4-2 学齢期教育・放課後対策の充実

番号	52	事業名	インクルーシブ教育システム構築の推進		
担当課	指導室				
事業概要	 <p>特別支援教育に関する通常の学級の教員の専門性を高めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切なアセスメントに基づく指導を実施することなどを通じ、できる限り通常の学級で学べることを追求しつつ、個別の教育的ニーズに応えられる多様な学びの場を選択できる体制の構築に取り組みます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	特別支援アドバイザーの派遣 アセスメント実施 専門家相談実施	特別支援アドバイザーの派遣 アセスメント実施 専門家相談実施	特別支援アドバイザーの派遣 アセスメント実施 専門家相談実施	事業継続	

No.	事業名	事業概要
53	特別支援教室ほか通級による指導の運営 【指導室】	東京都が策定した「特別支援教室※の運営ガイドライン」に基づき、発達障がい等の児童生徒を対象として全小・中学校に整備した特別支援教室を運営するとともに、聴覚障がい・言語障がいの児童を対象として設置した「きこえとことばの教室」「ことばの教室」を運営することで、これらの児童生徒が通常の学級で学校生活を送ることができるよう支援します。
54	特別支援学級の運営 【指導室】	知的障がいなど、特別な支援を必要とする児童生徒が、それぞれの障がいや学習の状況に合わせた指導を受けられるよう、特別支援学級を運営します。
55	特別支援アドバイザーの充実 【指導室】	臨床心理士や学校心理士※等の特別支援アドバイザーを学校等に派遣し、教職員等に対して、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な幼児児童生徒に関する学級経営上の助言・指導を行うことを通じ、特別支援教育に関する学校の体制の充実等を図ります。
56	学校生活支援員の配置 【指導室】	学校生活支援員を学校に配置し、特別支援学級や通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対する生活介助・安全保持を行います。
57	特別支援学級教員の専門性の向上 【指導室】	特別支援学級の教員が都立特別支援学校の教員による助言・援助を受けることを通じ、特別支援学級の教員の専門性の向上を図ります。
58	副籍制度の活用 【指導室】	特別支援学校に在籍する子どもが区立小・中学校に副次的な籍を置き、交流及び共同学習を行う副籍制度※を活用することで、相互理解の推進を図ります。

No.	事業名	事業概要
59	スクールソーシャルワーカーによる支援 【教育支援センター】	スクールソーシャルワーカーが、区立小・中学校に在籍する児童生徒の問題行動など（いじめ・不登校など）に対し、教育と福祉の両面に関しての専門的な立場から、関係機関と連携しながらその児童生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決や環境の改善に向けて支援を行います。
60	あいキッズにおける要支援児の受入れ 【地域教育力推進課】	放課後、保護者が就労などにより家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、健常児との交流を図ります。また、各小学校で屋外・屋内（動的・静的）など目的別に拠点を設けてプログラムを展開します。
61	あいキッズにおける要支援児巡回指導 【地域教育力推進課】	専門的知識・経験を有する外部専門員があいキッズを巡回して、利用している要支援児の状況を観察し、指導助言を行います。

番号	62	事業名	放課後等デイサービスの充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>情報提供や相談業務などを通じて事業所（重症心身障がい児対応含む）の整備を促進するとともに、児童相談所設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	事業所連絡会実施 新設相談への対応 指導検査の実施	事業所連絡会実施 新設相談への対応 指導検査の実施	事業所連絡会実施 新設相談への対応 指導検査の実施	事業継続	

4-3 障がい児支援における縦横連携の強化

No.	事業名	事業概要
63	専門部会（障がい児）を活用した連携体制の強化 【障がいサービス課】	板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）を活用し、障がい児に対する支援の検討・情報共有などを行うことで、連携体制の強化に取り組みます。
64	新しい環境への円滑な移行促進 【援助課】	障がい児入所施設に入所する子どもが18歳になるとき、次の環境へ円滑に移行できるよう、子ども家庭総合支援センターと関係機関との情報共有を図ります。
65	サポートファイルの運用・充実 【障がいサービス課】	本人の生い立ちから現在の生活に至る成長の記録や支援内容を書き綴る「サポートファイル」を適宜見直ししながら運用し、効果的な活用を図ることで、切れ目のない支援につなげていきます。

(2) 基本目標 2 安心して地域で暮らし続けられるまち

施策 1	障がいのある人の就労の拡充
---------	---------------

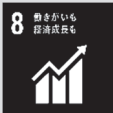
障害者雇用促進法による法定雇用率[※]の引き上げをはじめとする、障がい者就労の促進に向けた政策を背景に、障がいのある人の就労意欲や企業の採用意欲が高まりを見せており、障がいのある人の雇用数が増加しています。

一方で、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けるためには、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出が必要であり、専門性の高い支援が求められています。令和5（2023）年4月及び令和6（2024）年4月に施行される改正障害者雇用促進法では、障がい者の職業能力の開発及び向上や障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等の助成による、職務の内容とそれに伴う労働条件など障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

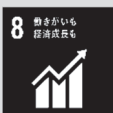
そのため、企業及び障がいのある人に対する就労支援や就労定着支援のさらなる充実を図るとともに、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能を強化し、関係機関などと連携を図りながら、きめ細かな支援に取り組んでいきます。


また、就労機会の拡大を図るとともに、障がいの程度に応じた支援として、福祉施設などにおける就労の充実にも取り組んでいきます。

1 - 1 就労の促進と定着支援の充実

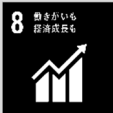
番号	66	事業名	板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 障がい者の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行うことで、障がい者が自らに合った仕事に就労できるよう、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取組を進めます。				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	新規就職者 110 人 就職後 1 年以上の 職場定着率 90% 以上	新規就職者 115 人 就職後 1 年以上の 職場定着率 90% 以上	新規就職者 120 人 就職後 1 年以上の 職場定着率 90% 以上	事業継続	

No.	事業名	事業概要
67	一般就労の促進に向けた支援の実施 【障がい政策課】	区内障がい者に就労を啓発し、また能力開発を支援しつつ、一般就労とその後の職場定着を支援します。

番号	68	事業名	区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進		
担当課	人事課・障がい政策課				
事業概要	 <p>障がい者活躍推進計画に基づき、区職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がいのある人が活躍しやすい職場づくりや人事管理などによる雇用の質の確保を図っていきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	障がい者雇用率の向上 障がい者活躍推進チームの運用	障がい者雇用率の向上 障がい者活躍推進チームの運用	障がい者雇用率の向上 障がい者活躍推進チームの運用	事業継続	

番号	69	事業名	チャレンジ就労の推進・拡充		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>障がいのある人の一般就労へのステップとなるよう、区役所において就労経験を積む機会を提供し、障がいのある人の自立支援を図っていきます。また、庁内各部署の業務を積極的に受注し、仕事の切り出しなどを通じて、職員の障がい理解の啓発につなげるとともに、業務の効率化に努めます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	採用枠の拡充に向けた検討	拡充	拡充	事業継続	

No.	事業名	事業概要
70	民間企業における障がい者雇用の促進 【障がい政策課】	板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）を通じて、雇用の定着に必要な支援策の検討や就労支援機関との連携により、民間企業における障がい者雇用の促進を図ります。
71	優先調達活動の推進 【障がい政策課】	区内就労支援事業所などに通う障がい者の工賃アップを図るため、毎年、障害者優先調達推進法に基づく「板橋区障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設などからの優先調達を推進します。

番号	72	事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業の充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>障がいのある人の就労と社会参加を通じて、就労継続支援 B 型事業所などの工賃向上を目的に、就労を支援する区内福祉施設のネットワークを構築し、各施設の自主生産品の商品 P R や製品販売、販路拡大、共同製品開発などの支援に取り組みます。</p> <p>また、東京都と連携し、民間事業者の業務を各福祉施設が共同で受注する支援にも取り組みます。</p>				
年度別計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 ～ 12 年度	
	総売上金 対前年度比 5 % 増	総売上金 対前年度比 5 % 増	総売上金 対前年度比 5 % 増	事業継続	

1 - 2 通所施設等の充実

No.	事業名	事業概要
73	就労継続支援 A 型事業所の充実 【障がい政策課】	受入環境や相談の充実を図るほか、民間事業所の参入を促進するとともに、東京都と連携して事業所の賃金確保に向けた助言・指導を行っていきます。
74	就労継続支援 B 型事業所の充実 【障がい政策課】	雇用契約に基づく就労が困難な人への働く場、知識・能力の向上訓練を行う場の確保に努めるとともに、新設の相談に対応し、必要に応じて公共用地などの活用を含めて広く検討します。
75	就労移行・定着支援事業所の充実 【障がい政策課】	板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）などを活用し、事業所間の連携によるサービスの充実を図るとともに、新設の相談に対応するなど、民間事業所の参入促進に取り組んでいきます。
76	区立福祉園利用者の能力向上の取組 【障がい政策課】	区立福祉園等利用者の清掃訓練事業（区立三園福祉園を研修の場として使用）により、清掃事業の習得と就労に向けた能力の向上や就労の機会の向上をめざし、自立に向けた取組を行います。


障がいのある人が地域で生活をしていくためには、生活基盤の確保が重要であるため、障がいのある人が安心してくらするグループホームなど、多様な生活の場の確保に取り組んでいきます。


また、「親亡き後」も、住み慣れた地域で安心してくらし続けられる居住支援の機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」において、必要な機能の整備・充実を図るとともに、多様な資源の連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人の生活を支える環境を構築していきます。


2-1 多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保


No.	事業名	事業概要
77	グループホームの整備促進 【障がい政策課】	重度の方も含め、障がいのある人を対象とするグループホームの整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。
78	住まいの相談窓口の設置 【住宅政策課】	居住支援協議会が「板橋りんりん住まいのネット」を設置し、お困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行います。
79	地域移行の支援体制の検討 【障がい政策課】	関係部署・関係機関と連携し、障がいのある人が安心して地域生活に移行できる支援体制の構築に向け、地域生活移行支援連絡会などを活用し、検討していきます。


2-2 地域生活支援拠点等の整備

番号	80	事業名	緊急時の相談支援体制の整備			
担当課	障がい政策課					
事業概要	 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業などにおいて、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネーターや必要な相談支援等を行う体制の整備に向け、検討・対応を図っていきます。					
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度		
	検証	検証を踏まえ 検討	充実	事業継続		

番号	81	事業名	緊急時の受入体制の整備・充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>介護者の急病や障がいのある人の状態変化などの緊急時の受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能について、令和5（2023）年度に短期入所事業を開設した赤塚ホームに続く取組として、板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の短期入所施設において、受入枠を確保します。</p> <p>また、受入枠の充実を図るため、民間の短期入所施設との連携、協力体制の確保を検討していきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	板橋キャンパス開設準備 民間事業所との連携体制の確保による充実	板橋キャンパス開設準備 民間事業所との連携体制の確保による充実	板橋キャンパス開設 民間事業所との連携体制の確保による充実	事業継続	

番号	82	事業名	一人ぐらしの体験の機会・場の確保		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>地域移行支援や親元からの自立などにあたって、共同生活援助（グループホーム）などの障がい福祉サービスの利用や、一人ぐらしの体験の機会・場を提供する機能について、板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の共同生活援助施設（グループホーム）において、受入枠を確保します。</p> <p>また、受入枠の充実を図るため、民間の共同生活援助施設との連携、協力体制の確保を検討していきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	板橋キャンパス開設準備 民間事業所との連携体制の確保による充実	板橋キャンパス開設準備 民間事業所との連携体制の確保による充実	板橋キャンパス開設 民間事業所との連携体制の確保による充実	事業継続	

番号	83	事業名	専門的人材の確保・養成		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応ができる人材の確保・養成を行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	実施状況を踏まえた検証	充実	充実	事業継続	

番号	84	事業名	多様なニーズに対応できる連携体制の構築		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、社会資源の連携体制の構築などを行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	実施状況を踏まえた検証	充実	充実	事業継続	

施策
3

家族への支援体制の構築

障がいのある人の家族は、日ごろの介護・支援を行っていることで、日常生活における負担が大きくなっています。

そのため、家族の休息（レスパイト※）を図るための事業の実施や、障がい児の家族に乳幼児期からの適切な支援を理解してもらうことで、障がい児のすこやかな成長及び発達、その自立が図られるよう、家族支援の体制の構築に向け、取り組んでいきます。

また、きょうだい児は、障がいのある兄弟姉妹の介護・支援を担うことや、障がいのある兄弟姉妹に親がかかりきりになることで、親との関わりに課題が生まれることもあります。

そのため、きょうだい児同士が関わることで気持ちを共有できる場など、きょうだい児を支援する体制の構築に向け、取り組んでいきます。

3-1 家族支援体制の構築

No.	事業名	事業概要
85	在宅レスパイト事業の実施 【障がいサービス課】	在宅の重症心身障がい児（者）や医療的ケア児に対し、訪問看護事業者による看護を行うことにより、家族の休息（レスパイト）を図り、心身の健康の向上につなげます。
86	医療的ケア児等の家族の就労支援事業の実施 【障がいサービス課】	重症心身障がい児（者）や医療的ケア児を在宅で介護する家族の就労や就労活動中に、訪問看護事業者による看護を行うことにより、家族の就労支援につなげます。
87	発達支援のための親の会 （子どもののびるを支援する親の会） 【健康福祉センター】	就学前の幼児の発達に気になることがある保護者を対象に、子どもの発達を促すとともに、保護者が育児に前向きに取り組み、児童の成長を促す関わりが持てるよう、講座や保護者同士の交流会を実施します。
88	ペアレントトレーニングの実施 【障がいサービス課】	障がいのある子どもを育てている人や関わりのある支援者を対象に、障がいへの理解を深めたり、支援者同士で交流しながら、様々な関わり方の手法や考え方などを習得してもらう講座を実施します。
89	親支援事業の実施 【援助課】	子育て中の親を対象に、子どもとの向き合い方や家族とのコミュニケーションに役立つヒントや情報を、専門の講師から講義やグループワークで学ぶ講座を実施します。

3-2 きょうだい児支援体制の構築

No.	事業名	事業概要
90	きょうだい児の相談体制の構築 【障がいサービス課】	きょうだい児を養育する親が抱える悩みや不安などを相談する機会・場を創出することで、きょうだい児の健やかな成長につながる体制の構築に取り組みます。
91	交流会の開催 【障がいサービス課】	きょうだい児同士が交流することで、きょうだい児の悩みなどを共有し合い、安心してありのままを受け止められる居場所となる機会・場の創出に取り組みます。

地震や風水害をはじめとする災害の発生時において、障がいのある人が安心・安全に生活し続けるためには、災害時の避難行動における様々なハンディキャップの解消や、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があります。


そのため、個別避難計画作成の推進、災害時におけるBCP（業務継続計画）の整備・充実や、情報提供体制の確保、区民相互における支援体制づくりなど、きめ細かな支援体制の構築に取り組んでいきます。

4-1 安心・安全な暮らしの確保

No.	事業名	事業概要
92	区立福祉園におけるBCPの整備 【障がい政策課】	区立福祉園において、福祉避難所 [*] として体制整備を進めるとともに、BCP（業務継続計画）に基づく福祉サービスの提供を図ります。
93	防災情報のユニバーサルデザイン化 【防災危機管理課】	日頃の備えになる情報や緊急性の高い情報などについて、紙媒体やネット環境など、様々な伝達手段を活用することに加え、伝わりやすい表現などに心がけることで、障がいのある人を含みだれもがいつでも防災情報を受け取ることができる環境を整備します。
94	福祉避難所の整備・環境の充実 【地域防災支援課】	避難行動要支援者等の受入体制確保のため、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を行います。

4-2 災害時の支援体制の確立

No.	事業名	事業概要
95	避難行動要支援者登録名簿の作成・運用 【地域防災支援課・障がいサービス課】	避難行動要支援者から外部提供に関する同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる関係者に提供することにより、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。

番号	96	事業名	個別避難計画作成・更新		
担当課	障がいサービス課・地域防災支援課				
事業概要	 避難行動要支援者の個別避難計画作成するとともに、年1回更新することで、災害時のすみやかな避難を支援します。				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	実施	実施	実施	事業継続	

No.	事業名	事業概要
97	災害時個別支援計画の運用 【健康推進課・健康福祉センター】	在宅人工呼吸器使用者を対象に、個別支援計画を作成するとともに、年1回更新することで、災害時の安心・安全な在宅支援に取り組みます。 また、受託事業者、専門家及び区による事例検討会を開催し、個別支援計画の課題共有と支援内容の検討を行います。
98	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進 【防災危機管理課】	区内の浸水想定区域などにある障がい者支援施設等に対し、水害時に要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進に取り組みます。
99	自主防災組織等との連携による支援体制の強化 【地域防災支援課】	区民防災大学において要配慮者関係講習を実施し、町会・自治会ごとに組織される住民防災組織やマンション管理組合による自主防災組織などの要配慮者支援体制の強化を図ります。

施策
5

文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

文化芸術活動やスポーツ、余暇活動の充実は、人の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすとともに、社会参加や人々の交流を促進し、相互理解の醸成にもつながるものです。


そのため、障がいのある・なしに関わらず、交流を深めることのできる文化活動や、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行い、障がいのある人の生活がより充実したものとなる取組を進めていきます。

5-1 文化芸術・余暇活動の充実

No.	事業名	事業概要
100	障がい者（児）余暇活動支援の実施 【障がい政策課】	障がい児の健全な成長のため、障がい児向け余暇活動を実施する団体へ指導員の派遣を行うとともに、障がいのある人が交流の輪を広げる余暇活動の機会・場における相互交流を支援します。
101	図書館における障がい者向けサービスの実施 【中央図書館】	点字 [※] ・録音図書・音声デージー図書 [※] 再生機の貸出、図書読み上げ機の設置、拡大読書器 [※] の設置、対面朗読、宅配・郵送のサービスを実施します。
102	障がいのある人の文化芸術活動の支援 【障がい政策課】	障がいのある人の文化芸術活動の成果を発表する場として、障がい者週間記念行事での作品展示・販売などにより充実を図ります。
103	通所施設における文化活動の推進 【障がい政策課】	区立福祉園や障がい者福祉センターなどにおいて実施する創作活動や地域交流会などを通じて、地域活動や余暇活動の充実を図ります。

5-2 ユニバーサルスポーツの推進

No.	事業名	事業概要
104	だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進 【スポーツ振興課】	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、既存のスポーツ施設の改修・新築にあわせ、バリアフリー※化を進めるなど、だれもが気軽に参加できるスポーツ環境づくりを推進します。
105	障がい者スポーツの普及推進 【スポーツ振興課・障がい政策課】	障がいのある人及びその家族が参加し、スポーツを楽しむことで社会参加・交流を図るとともに、区民の障がい者に対する理解促進を図るため、障がい者スポーツ振興、障がい者スポーツ大会やイベントの支援・PRを強化し、区主催事業における都による「デフリンピック機運醸成」ブースの出店等を行います。 また、「板橋 City マラソン」における車いす1kmの部の実施や、障がい児・者水泳教室、障がい者レクリエーション・スポーツ教室などを実施することで、障がい者スポーツの普及推進を図ります。
106	ユニバーサルスポーツ体験会の実施 【スポーツ振興課】	障がいのある人もない人も、ユニバーサルスポーツを通じて多くの人々が交流する体験会を実施することで、相互理解を深めるとともに、ユニバーサルスポーツの理解・普及促進を図ります。
107	障がい者スポーツを支える人材の育成・確保 【スポーツ振興課】	板橋区スポーツ大使制度を活用したパラアスリートの活動などにより、障がい者スポーツの人材育成・確保に努めます。

コラム 5	パラリンピアンスポーツ大使
<p>▶スポーツ大使制度とは</p> <p>スポーツを通じて活躍している個人・団体で、区に深い愛着を持ち、積極的なPRとスポーツ振興への支援に協力していただける方に委嘱しています。</p> <p>区の魅力・スポーツ施策の情報発信、区主催のイベントへの参加、区民へのスポーツ指導をはじめ、区のスポーツ施策に提案や協力を行ってまいります。</p> <p>▶パラリンピアンスポーツ大使</p> <p>令和4（2022）年度、区にゆかりのあるパラリンピアン3名を、新たにスポーツ大使として委嘱しました。パラリンピアンへの委嘱は初めてです。</p> <p>区内で生まれ育ち、北京2022パラリンピック冬季競技大会で活躍したノルディックスキーの森宏明氏には、令和4（2022）年度の板橋区民まつりで「パラスポーツ・障がい者スポーツ体験会」にご出演いただいたほか、板橋区と東京都障害者スポーツ協会による「スポーツ推進に関する懇談会」においてもパネラーとしてご出席いただきました。</p> <p>今後も、区のイベントを中心に活躍いただく機会を設け、さらなるパラスポーツ・障がい者スポーツの普及啓発を図っていきます。</p>	
	

(3) 基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

施策
1


差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進


障がいのある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの方が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。それには、障がい当事者が、自分の権利や、その権利を主張できるように学ぶことも欠かせません。

そのため、意思疎通の推進によるコミュニケーション環境の充実を図るとともに、地域における交流の機会の創出や、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。

また、障がいのある人の差別解消や虐待防止、権利擁護に資する普及啓発の促進を図り、障がいのある人が安心してくらすことができる地域社会を構築していきます。

1-1 障がい者差別解消の推進


番号	108	事業名	障がい者差別解消講演会の実施		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>区民や支援者等を対象に、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ機会として講演会を実施し、障がい及び障がいのある人への理解促進を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	実施	実施	実施	事業継続	

番号	109	事業名	職員への障がい者差別解消研修の実施		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>各種研修等の機会を通じ、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて学ぶ機会を提供し、障がいのある人への対応の充実に取り組みます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	実施	実施	実施	事業継続	

No.	事業名	事業概要
110	職員向けハンドブックの見直し・啓発 【障がいサービス課・人事課】	区職員が事務・事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や不当な差別的取扱いの例や合理的配慮の好事例を示した「障害者差別解消法ハンドブック」を適宜見直し、障がいのある人への対応の充実に取り組みます。


1-2 虐待防止と権利擁護の促進

No.	事業名	事業概要
111	板橋区障がい者虐待防止センターの運営 【障がいサービス課】	人材育成などによる体制強化、虐待に関する意見交換の場を設けることで、虐待に対し、連携を図りながら迅速・確実に対応します。


番号	112	事業名	虐待防止のための研修及び講演会の実施		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 障がい者虐待の防止と対応について、障がい者福祉施設や支援事業所などの職員向けに研修及び講演会を実施するほか、事業所説明会や連絡会などにおいて学ぶ機会を提供し、障がい者虐待への適切な対応の確保と、虐待の起こらない環境の醸成に努めます。				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	実施	実施	実施	事業継続	

No.	事業名	事業概要
113	権利擁護体制の強化 【障がいサービス課】	板橋区地域自立支援協議会（権利擁護部会）を活用して、権利擁護に関する相談などの充実に向けて、権利擁護いたばしサポートセンター等と連携を図り、権利擁護体制の強化に努めます。
114	養育支援訪問事業 【支援課】	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、適切なサービスを提供することで個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り、児童の権利の擁護、児童虐待等の未然防止に努めるとともに、すべての児童が適切に養育されるよう支援を行います。
115	虐待防止支援訪問事業 【支援課】	関係部署・関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など精神・心理的問題を抱える家庭や乳児健康診断未受診家庭を訪問し、児童虐待の予防的な観点から支援を行います。

No.	事業名	事業概要
116	児童虐待防止ケアシステム研修会 【支援課】	児童虐待に関わる関係部署・関係機関の職員などを対象に、児童虐待防止への理解と援助技術を高める研修を実施し、虐待の未然防止、早期対応を行います。
117	要保護児童対策地域協議会 【支援課】	要保護児童 [*] や要支援児童などの適切な保護・支援を図るため、関係部署・関係機関と連携して情報の共有や支援方針を検討し、必要な支援を行います。


番号	118	事業名	成年後見制度の利用促進		
担当課	おとしより保健福祉センター・障がいサービス課				
事業概要	 <p>成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断力の不十分な認知症高齢者や障がいのある人の権利や財産を守るため、成年後見制度における利用支援を行います。</p> <p>また、区民向けに成年後見制度の講演会や、支援関係者向け説明会を開催するなど成年後見制度の普及を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	区民向け講演会の開催2回 支援関係者向け説明会の開催10回	区民向け講演会の開催2回 支援関係者向け説明会の開催10回	区民向け講演会の開催2回 支援関係者向け説明会の開催10回	事業継続	

1-3 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

番号	119	事業名	障がい者理解促進事業の実施		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>障がい当事者を講師とし、小・中・高・大学及び町会・自治会、各種団体などに向けた福祉体験学習を実施するとともに、ふれあいコンサートなどの交流を行うことにより、障がいに対する区民の理解を深め、地域におけるノーマライゼーション[*]の普及、促進を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	3,800人	4,100人	4,400人	事業継続	

No.	事業名	事業概要
120	障がい者に理解の深い事業所等への表彰事業の実施 【障がい政策課】	障がい者週間にあわせて、障がい者雇用に理解の深い事業所や、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための援助と必要な保護の推進に顕著な功績があった方を表彰し、障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。
121	スマイルマーケットの実施・充実 【障がい政策課】	板橋区役所本庁舎・赤塚支所・中央図書館・都営三田線高島平駅（高島平駅ナカ店）において、区内の障がい者施設で製造したお菓子や雑貨を販売する場を設け、社会参加につなげることで、障がいのある人の活躍の場を推進していきます。また、商業施設等と連携し、販売する機会の提供に努めます。
122	障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発 【障がいサービス課】	障がい者週間記念行事や各種イベント及び区の公式ホームページなどを通じて、差別解消や虐待防止などの人権擁護の必要性、障がい当事者が権利を学ぶことについて周知・啓発を図ります。
123	手話言語の啓発 【障がい政策課】	手話が言語であるという認識の下に、区民の手話への理解促進を図るため、区内の小学生向けの手話講座などを実施します。

1-4 意思疎通支援の充実

番号	124	事業名	コミュニケーション支援機器等の活用の促進		
担当課	障がい政策課・IT推進課				
事業概要	 <p>区公共施設の窓口や会議等で、障がいのある人と円滑にコミュニケーションを行うため、ICTによるコミュニケーション支援機器等の活用を促進します。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	試験導入	検証	検証結果を踏まえた検討	検討結果反映	

No.	事業名	事業概要
125	意思疎通ボランティア活動の支援 【障がい政策課】	手話、点訳、朗読の意思疎通ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、意思疎通ボランティア活動の普及に努めます。
126	手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通の支援 【障がい政策課】	障がいのある人の意思疎通を仲介するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者研修を充実し通訳者の質の向上を図るとともに、手話講習会を実施し手話通訳者を育成します。

1-5 地域交流機会の確保

No.	事業名	事業概要
127	障がいのある人と地域の相互交流の推進 【障がい政策課】	商店街などの地域主体が実施するイベントに、区立福祉園などが共同参画することや、障がいのある人と地域住民の交流を支援し、社会参加の場の充実、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
128	障がいのある人のボランティア活動等への参加促進 【地域振興課】	いたばし総合ボランティアセンターとの事業を通じて、障がいのある人のボランティア活動の場を創出し、参加促進につなげます。

施策
2

福祉のまちづくりの推進

板橋区では、令和3（2021）年に、将来像を「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまちいたばし」とする、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025実施計画2025を策定し、大人、子ども、高齢者、外国人、障がいのある人など、すべての人が過ごしやすい安心・安全な環境を整えるための取組を進めています。

今後も、公共施設や公園、道路、歩行空間、移動環境などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン、インクルージョンの視点による整備を進めていくとともに、心のバリアフリーの浸透を図るなど、ハード、ソフト両面の取組により、福祉のまちづくりを着実に推進していきます。

2-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

No.	事業名	事業概要
129	ユニバーサルデザインの普及啓発 【障がい政策課】	ユニバーサルデザインに関する区職員向け研修や、区民・事業者等を対象とした出前講座、展示などでユニバーサルデザインについて学ぶ機会を提供し、共通の理解を深めることで普及啓発に取り組みます。
130	ユニバーサルデザインガイドラインの更新 【障がい政策課】	区、区民、地域活動団体、事業者が配慮すべきユニバーサルデザインの項目をまとめた「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」について、新しく確立された配慮事項や技術の進歩、ニーズの変化などによるノウハウの蓄積などを踏まえ、常に見直しを図り、最新情報に更新・公開することで、ユニバーサルデザインの意識啓発と行動変容を促進します。
131	ユニバーサルデザインチェックの実施 【障がい政策課・都市計画課】	区公共施設の改修時などに、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を実行していきます。
132	公園のユニバーサルデザイン化の推進 【みどり公園課】	ユニバーサルデザインに基づいた公園・緑地などの改修を行います。

No.	事業名	事業概要
133	区道の補修（歩道の段差解消） 【工事設計課】	区道の補修に合わせ、歩道の横断勾配や車道との段差の緩和をするとともに、横断歩道部には視覚障がい者、車いす利用者双方に配慮したBFブロック（板橋区型ゼロ段差ブロック）を設置し、だれもが安全に利用できる環境の整備を行います。
134	鉄道駅エレベーターの設置誘導 【障がい政策課】	鉄道駅エレベーターの複数ルートの整備について、関係機関との必要な協議・調整を行い、駅のユニバーサルデザイン化を推進します。
135	鉄道駅ホームドアの設置誘導 【都市計画課】	鉄道駅の安全性向上のため、ホームドア設置について、関係機関と協議・調整を行い、整備を促進します。

2-2 行政サービス等における配慮の促進

No.	事業名	事業概要
136	区の刊行物等における障がい者等への配慮 【広聴広報課・区議会事務局】	広報いたばし、区議会だよりなどの刊行物について、点字版、音声版などを作成するとともに、読みやすさや色などに配慮します。
137	本庁舎サインの適正な維持管理 【契約管財課】	だれも見やすくわかりやすい案内となるよう、「本庁舎サイン整備基本方針」に基づき作成した区役所本庁舎内のサインについて、引き続き適正な維持管理を行います。また、本庁舎以外の施設の改築などの際に活用します。
138	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大 【IT推進課・経営改革推進課】	様々な行政手続きについて、オンラインでの申請を可能とすることにより、時間や場所の制約をなくし、区民の利便性向上をめざします。
139	インターネット・SNS等を活用した情報提供・情報交流の促進 【広聴広報課・IT推進課・防災危機管理課】	区の公式ホームページにおいて、文字の拡大、文字色・背景色の切替え、読み上げ機能の設定などバリアフリー化をさらに推進し、障がいのある人に配慮した情報提供・情報交流を進めます。また、電子申請などインターネットの高度活用により、行政手続きにおける利便性の向上を図ります。関連担当部署と連携して、緊急情報・区政情報をメールやSNSなどで配信し、適時適切な情報提供に努めます。
140	おでかけマップの管理・充実 【障がい政策課】	高齢者、子育て世代、外国人、障がいのある人などを対象に、赤ちゃんの駅 [※] やバリアフリースイールの情報などを掲載した「おでかけマップ」を管理・運営することで、すべての人の社会参加を促進します。

コラム 6

ユニバーサルデザインによる公共施設整備

区の施設は、できるだけ多くの方が快適で心地よく利用できる環境を整備することをめざしています。

ここでは、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「大谷口二丁目児童遊園」を紹介します。

【サインにおける配慮】



スライダーの上です。

文字だけの理解が難しい、衝動的に行動するといった、小さい子どもや発達障がいがある子どもも自然に順番待ちができるよう、足跡の絵を貼ることで、



直感的に立ち止まれる工夫をしています。

また、文章が短く理解しやすいです。

【水飲み場における配慮】



蛇口は、プッシュ式で左右にレバーがあるため、利き手に関係なく、あまり力を入れなくても利用できます。

また、踏み台があるため、小さい子どもにも水が飲みやすくなっています。

さらに、水栓の下が空いていて、手すりもあるため、車いす使用者が近づき



やすく、利用しやすいつくりになっています。

そのほか、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた事例については、「ユニバーサルデザイン事例集『いたばしUDのタネ』」をご覧ください。

詳しくはコチラ→



権利擁護とは、判断能力が十分ではない方などの権利の代弁、弁護を行い、安心して生活できるように支援することです。その中でも、障がいのある人の権利擁護で大事なことは、障がい当事者自身が選択できるための環境や条件を整えること、その過程の支援です。

そのためには、支援者や地域住民に、障がいや障がいのある人への理解、障がい者差別とは何か、虐待とは何か、などを正しく知ってもらうとともに、障がい当事者自身にも知ってもらうことがとても大切です。

板橋区では、障がい者差別解消、障がい者虐待防止の講演会や研修、ポスターやチラシの配布、板橋区地域自立支援協議会（権利擁護部会）での事例検討など、普及啓発の充実を図ることで、権利擁護の取組を推進していきます。

◆ 障がい者虐待防止の相談体制強化

令和4（2022）年度より、障がい者の虐待防止のため「板橋区障がい者虐待防止センター」では、24時間365日体制で、障がい者虐待に係る通報・届出・相談を受け付けています。

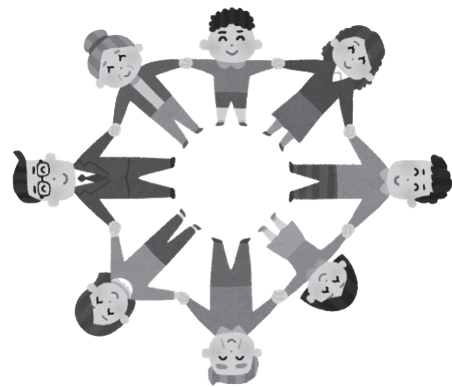
障害者虐待防止法では、虐待を受けた障がい者の保護だけではなく、自立と社会参加の支援や養護者の負担軽減も目的としています。区関係部署及び民間の福祉サービス事業所などと連携のもと、多様な制度を活用しながら、解決をめざします。

障がい者虐待に関する通報・届出先

板橋区障がい者虐待防止センター
 （24時間365日）
 電話：03-3550-3406
 ファクス：03-3550-3410

年末年始を除く、月曜日から土曜日・祝日、午前9時から午後5時まで、板橋区障がい者福祉センターで対応します。

上記以外の時間帯は、障がい者虐待電話相談窓口（コールセンター）によるオペレータ対応になります。



コラム 8

えがおがつながる スマイルマーケット

▶ スマイルマーケットってなに？

区内障がい者施設を利用する障がいのある方が自主生産品などを販売する出店スペースです。障がいのある方の就労訓練の場として自立や社会参加の促進を支援しています。



▶ スマイルマーケットってどこにあるの？

令和5（2023）年12月現在、板橋区役所・赤塚支所・中央図書館・三田線高島平駅ナカの4か所で行っています。

▶ スマイルマーケットで買えるもの

（こちらから→）

出店予定表及び購入できる商品は、板橋区のホームページで確認できます。



▲スマイルマーケットで購入できるクッキー▲

スマイルマーケットで販売されている食品類は、添加物を控えめに製造されています。また、雑貨類も販売され、一つひとつが手作りのため1点ものです。

複数ある売り場の中で、特に板橋区役所においては売上と出店を希望する事業所が増加傾向であることから、自主生産品に対する関心が高まっていることが分かります。

販売により得た売上金は、障がいのある方の工賃（給料）となるため、自主生産品は、社会への貢献度が高い商品と言えます。